



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

N · O 生

◎土地收用法

左の事業は土地收用法に依り土地に關する所有權以外の權利を收用する事を得るものと認定す。

起業者	事業の種類	起業地	年月日
東京府	學校敷地擴張	東京府東京市日本橋區通二丁目地内	一七、六、一三
關西急行鐵道株式會社	停留場擴張	大阪府中河内郡繩手村地内	一七、六、一三

左の事業は土地收用法に依り土地を收用することを得るものとす。

法令

起業者 事業の種類 起業地 年月日

千葉縣	用水路新設	千葉縣香取郡神代村、東城村、萬蔵村、中和村、石城、村海上郡瀧郷村地内	一七、六、一五
-----	-------	------------------------------------	---------

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道廳

士別軌道 蒸氣機關車増備認可

士別軌道株式會社申請標記の件は急激に増加せる輸送力の増大を計るため八咫機關車一輛を製作し軌條重量五噸を十噸軌條と更

換せんとするものにして右は昭和十六年十一月二十一日監第三九八九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

東京市電 軌道施設工事施行認可

東京市申請に係る標記の件は赤坂區表町一丁目——田町一丁目間に於て帝都高速度交通營團に於て地下鐵工事施行に就き右工事期間中標記工事並工掌上支障となる軌道一部を撤去し假線を敷設せんとするものにして尙本假設工事は帝都高速度交通營團に於て軌道敷外車道部分と路面覆工と同時に施行するなり右件に就ては別段支障の點も無之と認められ六月二十三日監第一七二五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

東京市電 七〇〇形電氣實施設計認可

東京市申請に係る標記の件は輸送能率の増進と乗客サービスに資するため工費七一五、〇〇〇圓を以て七〇〇形電車(半鋼製ボギー電動客車)二十輛を設計せんとするものにして右は五月二十九日監第一四九〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可、手用制動機省略並軌道特別設計の件許可ありたり。

京都府

京都市營軌道 軌道變更工事施行認可申請期限延期許可

左記線は癸に昭和十一年七月十四日附監第二、一〇一號を以て

工事施行認可申請期限昭和十七年三月三十一日迄の處都市計畫事業實施期未定期債抑制資材入手困難等の關係上更に昭和二十二年三月三十一日迄延期せんとするの件は五月十二日監第一一三九號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

記

鹽小路線中 自烏丸鹽小路——至七條通 ○新六二

堀川線中 自四條堀川——至中立賣通 延長二軒三五

京都府

京都市營軌道 軌道工事施行認可申請期限延期許可

京都市申請に係る左記路線は癸に客年七月四日附監第二、二〇七號を以て本年三月三十一日迄施行期限延期中の處都市計畫道路工事未成工事費及設計の難點等の事情に依り更に昭和十八年三月三十一日迄延期せんとするの件は五月十二日監第一一四〇號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり

記

一、第二號線 自中立賣堀川東橋詰町間 延長一、七三八米

二、第六號線 自今出川上羽青龍町間 一、五四〇米

三、第十號線 自今出川通南上善寺町間 一、〇五八米

京都府

京福電氣鐵道 嵐山線工事方法變更認可

四條大宮、嵐山兩停留場の出發信號機並場内信號機の工事方法變更及帷子の辻停留場々内信號機に誘導信號機を添裝し入換信號機を新設し之に住ふ鎖鏡區間を變更並に追加し以て聯動裝置の保安度を高め運轉の圓滑を圖らんとするの件は五月七日監第一、〇七一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京福電氣鐵道 車輦設計變更認可

京福電氣鐵道株式會社申請標記の件は昭和十四年六月二十三日附監第一九四九號を以て認可ありし嵐山電氣鐵道一部架空複線式を架空單線式に變更せしに依り右軌道用電動客車及電動貨車を之に適合せしむべく設計變更せんとするものにして支障無之被認に依り七月八日監第一、八五〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

南海鐵道 電動客車設計變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る既認可車輛四輪「ボギー」式電動客車二四輛（電動機二個）を電動機四個裝備に變更せんとするの件は格別支障無之被認に依り二月十六日監第二九九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市(高遠軌道) 軌道工事竣功期限延期許可

大阪市申請に係る第一號線天王寺町昭和町西二丁目間工事竣功期限は昭和十七年三月二十八日迄の處時局柄工事用資材の入手困難努力不足の爲之を昭和十九年三月三十一日迄延期せんとするの件は五月二十一日監第一、二二〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市(高遠線) 軌道敷設工事竣功期限延期許可

大阪市申請に係る第一號線中松崎町一丁目天王寺間工事は時局下努力資材の調達並地上物件移轉遲延の爲その竣功期限を昭和十八年三月三十一日迄延期せんとするの件は已むを得ざるものと認めらるゝに依り五月二十一日監第一、二一九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

阪神電氣鐵道 軌道工事方法變更並假設工事施行認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る該記所屬神戸線神崎川橋梁は架設以來長年月を経過せる爲此の間河川の變動運轉の高度化に伴ふ負荷の増大等に依り其の安定を缺くに至り加ふるに橋脚は流心に對し斜角甚だしく且桁下高過少にして舟航上障得不尠るに依り延長五五五米六〇、此工費一、四五八、〇〇〇圓(借入金)を以て改築せんとす又右工事に伴ひ子船停留場の配線切替工事中に限り一時一號線、四號線の上下各一線を使用し假信號機により運轉の

保安を確定せんとす、此の假工事存置期限は昭和十八年六月三十日迄にして至急施行を要するものと認らるゝに依り六月十一日監第一、六七九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

京阪電氣 電動客車設計變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請標記の件は昭和十五年六月二十四日附監軌第七〇五號通牒に基き今回工費四、〇〇〇圓を以てボギー並電動客車七拾七輛(客車七五輛(貨車二輛))に車掌弁を設備せんとするの件は六月二日監第一、三六九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 西野田櫻島線假設備物使用期限延期認可

大阪市申請標記線の假設備物(電車線支柱木柱)の使用期限は一月三十一日迄以後も該木柱は現状に徴し今後長期使用に堪へ加ふるに當初計畫の「鐵筋コンクリート柱」は時局下資材調達困難な爲更に昭和十九年一月三十日迄延期せんとするの件は四月十四日監第八三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

京阪電氣 電氣工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は日本發送電株式會社より受電の第四年度分受電容量を日發毛馬發電所、高槻變電所

牧野變電所及石川變電所に於ける受電の分を綜合したる受給電力を最大電力三八、〇〇〇「キロワット」に變更せんとするの件は六月二日監第一三六九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 大國町分岐點保安設備變更認可

該記所屬西道頓堀天王寺線 灘波木津線 大國町分岐點信號轉轍聯動裝置變更せんとするの件は四月二十七日、監第九七八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 保安設備變更認可並軌道運轉信號保安規程

例外取扱許可

大阪市申請南北線界筋線日本橋筋三丁目分岐點に電磁空氣式轉轍器轉換裝置を設置し交通整理信號機と聯動せしめ電車運轉の圓滑を計らんとするものなるが本設備は軌道運轉信號保安規程に依り難きを以て例外取扱の許可を受けんとするものにして格別支障なきを以て客年十二月十八日監第四、二五二號を以て内務、鐵道兩大臣より保安設備變更の件認可し軌道運轉信號保安規定例外取扱の件許可ありたり。

大阪府

關西急行鐵道 上本町布施間複々線工事竣功並假設備物

使用期限延期許可

關西急行鐵道株式會社所屬上本町布施間複々工事竣功期限並に之に關する假設物使用期限は本年一月二十四日迄の處時局下統制

するの件は三月十九日監第七六八號を以て内務、鐵道、逓信三大臣より認可ありたり。

資材の調達益々困難となりしを以て更に昭和十九年一月二十四日迄延期せんとするの件は三月十八日監第五六七號を以て内務、鐵

大 阪 府
關西急行鐵道 信號保安設備變更認可

道兩大臣より上本町布施間複々線工事竣功期限昭和十九年一月二十四日迄延期の件許可し假設物使用期限同年同月同日迄延期の件認可ありたり。

關西急行鐵道株式會社申請石切、關急、八尾、壓下各停留場側線保安設備は今回全線に互り列車運轉の保安度を向上せしめんが爲改良し之を統一して其の轉轍機に電氣鎖錠器附轉轍子を使用變更せんとするものにして格別支障無き爲六月二十三日監第一六七八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大 阪 府

大阪市警軌道 東西線工事方法變更認可

本年二月十七日電運甲第五五號を以て認可を受けし東西線中白髮橋、四ツ橋間七六〇米の中心間隔縮小に伴ふ軌道鋪裝に花崗岩板石を「セメント、モルタル」を用ひ張詰める様したるも資材不足の現状に鑑み節約を期す爲敷砂板石目地「モルタル」に變更せんとするの件は五月一日監第一一八三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大 阪 府

大阪市警軌道 馬場町交叉點保安設備變更認可並軌道

運轉信號保安規程例外取扱の件許可

大阪市申請谷町寢尾川線、大手前上本町線城南線、馬場町交叉點に電磁空氣式轉轍器轉換裝置を設置し交通整理信號機と聯動する様變更し、尙信號方法に關しては交通整理信號との關係上軌道運轉信號保安設備規程に依り難きを以て例外取扱方許可を受けんとするものにして格別支障なきため六月二十三日監第一六七六號を以て馬場町交叉點保安設備變更の件認可し軌道運轉信號保安規程例外取扱の件許可ありたり。

大 阪 府

大阪市警軌道(高速電氣) 工事方法變更認可

阪神電氣鐵道 信號證書記載事項及元利支拂豫算變更認可
社債擔保たる軌道財團所屬物件中電氣供給事業設備は配電統制令に依り今般關西配電株式會社へ出資することとなりたるにより右設備を擔保財團より分離解除することとなり此の爲社債發行總額九千五百萬圓を七千萬圓に減額したる爲標記事項を變更せんと

大阪府申請に係る標記の件は昭和十三年三月二十九日府監第二八九二號を以て認可を受けし大國町停留場に於ける信號機の一部を撤去並に新設せんとするの件は別段支障無之被認を以て二月十六日監第三一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪府警軌道 玉造線工事方法變更認可

大阪市申請玉造線中上本町二丁目玉造間に（延長七八三米）の中央式電車柱は腐蝕甚しく加ふるに近時交通量増大せるを以て之を廢止し側柱式に變更せんとするの件は六月一日監第一三六八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪府警軌道 肥後橋交又點信號保安設備變更認可

大阪市申請南北線及土佐堀南岸線肥後橋交又點信號轉轍聯動裝置を變更せんとする者にして格別支障無之認めらるゝにより六月二日監第一、三七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

京阪電氣鐵道 線路及工事方法變更並に假設工事施行認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る香里園停留場は附近に最近聖母女學校第二山中學校成田山不動尊別院等逐次設置せられ旅客激増し現設備にては不充分にて之を移轉増築せんとす尙側鐵柱基礎改造期間中假木柱設置せんとするの件は二月二十六日監第三五

〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

阪神急行電鐵 電動客車設計變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る電動客車三輛を左記の通り變更せんとす。

記

- 一、客車内常用燈（一〇〇V、六〇W）の個数を一〇個とす。
- 二、前照燈（一〇〇V、六〇W）の電線接續を車内燈標識等と共に燈火管制を行ひ得る如くす。

右設計變更は格別支障無之被認に依り監第一二四八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

山陽電氣 鐵道並軌道經營權設定認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る本件は社債償還借入金金の返済及工事資金に充當する爲數回に互り二千二百萬圓の社債を募集せんとす即ち、該會社所有の鐵道財團（電鐵飾磨・電鐵網干間）に第一順位及鐵道財團（明石驛前・姫路驛前間）並軌道財團（兵庫・明石驛前間）は第二順位の抵當權を設定し株式會社日本興業銀行を受託會社として擔保附社債を募集せんとするの件は事情已むを得ざるものと被認に依り六月三日監第一、五六二號を以て内務、鐵道、逓信三大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神急行電鐵 假設物使用期限延期認可

客年十一月六日付監第三、二七三號を以て認可ありし伊丹線中一部假設物の使用期限は昭和十五年九月三十日迄の處其の後本工事施行に當り一部買収土地に付き目下土地所有者と種々折衝中にして近々解決の豫定に付き右假設物の使用期限を昭和十七年六月三十日迄延期せんとするの件は客年十二月十八日監第四、一九八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

神戸市營 電動客車設計變更認可

神戸市申請に係る本件は昭和六年四月二十日附電第六六三號認可に依る車輛は電動機容量三〇「キロワット」にして輸送能力過少なる爲今回工費一〇〇、〇〇〇圓(輛數十輛)を以て三八「キロワット」電動機に變更せんとするの件は三月三日監第三四八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

神戸市營軌道 第一期第一號線工事方法變更認可

神戸市申請に係る 自兵庫區大開通一丁目一五番地ノ一地先間の敷設軌條は大正十五年十一月中古軌條を以て交換したる爲最近軌條の磨損著しく車輛運轉上支障ある爲四五屈I型軌條と交換し併せて枕木の取換並に之に伴ひ軌道中心間隔を變更せんとするの件

は三月三十一日監第六七三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

山陽電氣鐵道 電動客車設計變更認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る 鹽尾西新町間の電車線電壓六〇〇ヴォルトを一、五〇〇ヴォルトに昇壓した日に伴ひ直通車輛に不足を生じた爲六〇〇ヴォルト區間専用車輛中半鋼製電動客車十二輛を一、五〇〇ヴォルト併用の電氣設備に變更せんとするの件は事情已むを得ざるものと被認を以て五月十五日監第四六二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

山陽電氣鐵道 電動客車設計變更認可

山陽電氣鐵道株式會社申請標記の件は電動客車三輛の木造を半鋼車に改造すると共に電氣設備を鐵道線區間にも直通使用出來得る様設計變更(改造電動客車、第六號、第二九號、第三〇號、工費二二五、〇〇〇圓)せんとするものにして別段支障の點も無之ものと被認七月十三日監第一九二八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

長崎縣

長崎電氣軌道 道路擴築期限延期認可

長崎電氣軌道申請に係る標記の件は長崎市末廣町二丁目五番地

先より同市八江町三丁目二番地先に至る軌道十四鎮の道路擴築施行に就ては下命に従ひ速に實施すべき筈の處地勢上又周圍建物との關係上等より殊に近年住宅難のため移轉先なきため交渉纏まらず、都市計畫の路線とも重要な關係ありて且又現在交通量極めて僅少なれば昭和十八年十月末日迄擴築延期申請に及びたるものにして右は七月十四日監第一九三一號を以て左記通牒を附し内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

監 督 局 長
國 土 局 長

長崎縣知事宛

通牒

昭和十六年二月七日附十六土第一六七號進達長崎電氣軌道株式會社道路擴築期限延期の件別紙の通指令相成候處右は期限經過後の申請にして妥當ならざるも事情已むを得ざるものと認めらるゝを以て今回限り特に此の儘認め處理致候條爾後注意せしめられ度。

長 崎 縣

長崎電氣軌道 工事方法變更の件

長崎電氣軌道申請標記の件は千馬町起點〇、二一六軒出師橋々梁上の枕木及張板の腐朽並軌條の磨滅に就て改修工事を施行するものにして（該軌條は現在三〇呎の處三七呎軌條に變更す）右は

左記事項を遵守するものとして四月十四日監第七四五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

記

一、基礎「コンクリート」は相當増大し且實施の際には縣當局立會の上試験杭打の方法に依り入念施工の結果を報告すること。

奈 良 縣

關西急行鐵道 工事方法變更認可

關西急行鐵道株式會社申請に係る該記所屬全線に亙り列車運轉の保安度を向上せしめんが爲側線保安設備を改良し之を統一して其の轉輾機に電氣鑢器附轉轍挺子を使用することとし亙り線には其の實情に即し列車運行用押釦を施設して列車運轉の圓滑を圖ると共に使用度數の僅少なものは此に施設して非常時用側線とし、定發事故等によりて線路が閉塞せられ單線運轉の餘儀なきに至りたる場合の外は常時の使用を禁止することとし、富雄停留場他五停留場に於ける構内側線保安設備を變更せんとす、又田原本停留場附近に於て自動閉塞信號機二基を増設して列車運轉の圓滑を圖らんとするの件は六月二十四日監第一六七五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛 知 縣

名古屋市營軌道 工事方法認可並車體外有效職員特別

設計許可

名古屋市中申請に係る標記の件は築地線交通量激増に對し輸送の

圓滑を期するため一部復線とすると共に築港線との連絡を圖る爲
之が連絡取付に要する工事を施行、尙所定の車體有效幅員を保有
せざる個所の特別設計許可申請せるものにして右は通線(一)、本
工事竣功したるときは地方鐵道法施行規則第二十三條第一項第二
號に準じ作成したる電氣工事竣功圖表を提出すること、但し本申
請書に添附したるものと同一のものは之を省略するも差支なし
二、築地口起點二料二一七米五より工事終點に至る間の軌道敷は
都市計畫道路第四三號線完成を俟て適當なる鋪裝を施すこと
三、閉塞信號燈は相當の手續を経て之に矢印の燈を設備し色灯配
列は垂直となすこと(を附し昭和十五年八月二十七日監第二二五
九號を以て工事方法變更の件、車體外有效幅員特別設計の件内務
鐵道兩大臣より夫々認可、許可せられたり。

静岡縣

駿豆鐵道 鐵道軌道及自動車交通事業財團抵當權設定認可

駿豆鐵道申請に係る標記舊債償還の爲鐵道財團、軌道財團(第
七順位)自動車交通事業財團(第七順位及第四順位)の上に抵當
權を設定し日本興業銀行より金二百三十萬圓を借入せんとするの
件は別段支障無之と被認六月二十五日監第一六一二號を以て内務
鐵道通信三大臣より認可ありたり。

宮城縣

秋保電氣軌道 車輛増備認可

秋保電氣軌道株式會社申請標記の件は現在使用の客車は電動客
車五輛附隨客車二輛合計七輛を以て旅客輸送營業中の處近來乗客
激増し來り且つ沿線に陸軍幼年學校及東北特殊鋼株式會社の開業
乗客に備ふる必要上豫備電動客車一輛及附隨客車二輛増備するも
のにて右は一月八日監第一四號を以て内務鐵道兩大臣より認可あ
りたり。

山梨縣

峽西電氣鐵道 軌道線路及工事方法變更認可

峽西電氣鐵道申請標記の件は甲府驛前停留場に於ける乗降客激
増し乗降場狹隘となりたるため之を擴張すると共に第一本線甲府
驛起點九、二六米より五一、九〇米に至る間四二、六四米を變更
し第二本線既認可三八米を廢止し新に第一本線右側に延長三六、
一〇米敷設軌道中心間隔三米六五八を三米に變更するものにして
工事費は四、一二三圓なり右は支障無之と認められ六月一日監第
一二六九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島縣

廣島瓦斯電氣軌道 電動客車設計變更認可

廣島瓦斯電氣軌道株式會社申請標記の件は既認可電動客車の聚
電裝置が從來「トロリーポール」式なるも中五輛を左記理由によ
り「バンドグラフ」式及「ビュージェル」式に變更せんとするもの

にして三月三日監第四〇〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

記

一、電車線及び聚電裝置の磨耗を減じ以て物資節約をなす
二、乗務員の聚電裝置に對する注意處置を除き其の負擔を軽減し以て人的資源不足の折柄能率の向上を期さんとす
試験線路は市内白島線とす(亘長復線一、一五二米)

廣島縣

藝南電氣軌道 電氣工事方法變更認可

藝南電氣軌道株式會社申請に係る標記本通、丁目長濱港間架空單線式區間の電車線の高さは軌道面上五・五米にして架空複線式區間は五・〇米なるに因り兩區間直通電車運行上其の高きを五・二米に全部變更せんとするの件は六月二十四日監第一、六三二號を以て通牒を附し内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島縣

廣島瓦斯電軌 電動客車設計並特別設計許可

廣島瓦斯電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は別途申請車輛製作認可申請書に依る車輛五輛は軌道建設規程第十條に依る兩軌道中心間隔の制限に抵觸する個所(荒神町曲線部)あるも左記理由に依り特別設計特に許可相成度と云ふものにして右は一月八日監第四〇八二號を以て内務、鐵道兩大臣より電動客車設計の件認可

可、特別設計の件許可ありたり。

(理由) 一、本軌道の緩速度軌道なるを以て危険なきこと

二、右個所は廣島市都市計畫に依り道路擴張せらるゝに伴ひ軌道も改修すること相成居り(目下別途工事方法變更申請手續中)右工事方法變更は規定の間隔を保つこととなるを以て規定抵觸も短期間なること

尙右に付き左記通牒を附したり。

兩局長

廣島縣知事宛

通牒

昭和十二年十二月十五日附保第一九六二二號並保第二六四〇四號及同年十二月二十日附保第三六九五號を以て廣島瓦斯電軌株式會社電動客車設計及特別設計の件進達有之候處本車輛竣工の上は大正十四年十二月監軌第二二八九號通牒による試験を施行し其の成績を提出しむるものとして別紙の通指令相成候條了知相成度追而昭和十二年十二月二十日附保第三六、九五五號を以て訂正届進達相成候處右は追申と看做し便宜處理設置候條了知有之候尙昭和十二年十二月十五日附保第二六、四〇四號並昭和十五年六月二十七日附保第一四、五二七號進達に係る特別設計許可申請書及工事方法變更申請書は不要と認め返付致候條然る可く御取計相成度

香川縣

琴平參宮電鐵 鐵道及軌道抵當權設定認可

琴平參宮電鐵申請に係る標記の件は當社の社債總額は二百三十萬圓にして内未償還社債總額二百萬圓あり且三十五萬四百圓二十六錢四厘の繰越損失金を有するを以て是等社債整理並繰越損失金消却補填に對する解決策とし當社所有鐵道、軌道財團に第三順位の抵當權を設定し株式會社高松百十四銀行より金百二十五萬圓を利率年五分十五年々賦にて借入致さんとするものにして右は事情已むを得ざるものと被認六月十九日監第一五二一號を以て内務、鐵道、逓信三大臣より認可ありたり。

福岡縣

若松市營軌道 電氣機關車增加認可

若松市申請に係る標記の件は本市電の貨物輸送量戰時下益々増加するに至り殊に石炭肥料軍需向ケ雜貨等の重要物資の輻輳するに伴ひ之が増車機關車の竣功に迫られ日本鐵道自動車工業株式會社の手持品と車輪其の他一部中古品の使用とに依り既に組立竣工し之が認可を申請したるものにして六月二十五日監第一六七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

福博電車 軌道工事方法變更認可

福博電車株式會社申請に係る標記の件は本會社電氣軌道線路と

九州鐵道線路との交叉ヶ所に於ける運轉を一層圓滑ならしめる爲

同所に於ける六〇〇ボルト電車線と一五〇〇ボルト線との接続を變更し且六〇〇ボルト電車線側絶緣「クロツシング」を變更せんとするものにして本變更に依り本願會社電氣軌道電車線の區分絶緣箇所は除去せられ一層運轉を圓滑ならしむるものと被認六月二十三日監第一六二八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

九州鐵道 工事方法一部變更認可

九州鐵道株式會社申請標記の件は甘木福岡間軌道と福岡大牟田間鐵道との交叉ヶ所に於ける運轉を一層圓滑ならしむる爲同所に於ける六〇〇ボルト電車線と一五〇〇ボルト線との接続を變更し且六〇〇ボルト電車線側絶緣クロツシングを變更せんとするものにして右は六月二十三日監第一六三〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可せられたり。

禮岡縣

九州電氣軌道 電氣工事方法變更認可

九州電氣軌道申請に係る標記の件は藝に門司第一變電所に施設せる電動發動機を戸畑變電所に移設すべく既に認可を受けたるも今般戸畑市内に三六變電所を新設する爲め戸畑變電所に移設すべく當該電動發動機を新設三六變電所へ移設すべく變更せんとするものにして支障無之と被認六月十九日監第一六七四號を以て内

務鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

九州電氣軌道 三六變電所新設認可

九州電氣軌道申請標記の件は會社經營の電氣軌道は近來乘客激増し戸畑方面に於ても影響著しく運轉用電源分布の不均衡を生ずる虞ある故戸畑市内に更に三六變電所を新設し、以て電源分布を計り老朽せる大門變電所の過重負荷を防止せんとするものにして右は左記通牒を附し六月十九日監第一六七七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

國土局長
監督局長

福岡縣知事宛

通牒

昭和十七年四月二十四日附保收第一六八二號を以て九州電氣軌道三六變電所新設の件進達有之候、處昭和十五年八月二十二日監雜第一六一七號通牒に依るセメント所要表を提出するものとして別紙の通指令相成候條右了知の上其旨會社に示達相成度

福岡縣

若松市營軌道 鐵道省所屬貨車臨時直通認可

若松市申請に係る標記の件は日立製作所若松工場より軍需品「土部アンピルブロック」一個の輸送に對しては「シキ六〇號形

式省用車輛」臨時直通運轉せんとするものにして其の後輸送豫定期日「昭和十七年五月中」とあるを「昭和十七年六月中」に變更したき旨の申請ありたるも、右は六月二十九日監第一六二九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

九州鐵道 電氣工事方法變更認可

九州鐵道株式會社申請に係る標記の件は曩に認可の花畑變電所（三〇〇WK硝子槽水銀整流一臺）は軌道輸送狀況の外當時計畫中なりし久留米市内電氣乗合自動車の蓄電池充當を考慮し其の位置を選定せるも右は時局の影響を受け實現困難に付右花畑變電所を廢止し既設國分變電所の設備を増し輸送の圓滑を圖らむとするものにして支障無之と認められ二月二十六日監第二〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

熊本縣

熊本市營軌道 假設備使用期限延期假設備を本設計に變更の件認可

熊本市申請標記の件は時局の影響に依り資金調達等の關係上困難の事態に遭遇し急速には事業完成の見込無く更に期限伸長許可申請あるものにして右は左記通牒を附し昭和十六年十二月一日監第四〇一九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

國土局長

監督局長

熊本縣知事宛

通牒

昭和十六年六月二十三日附道第一四二號を以て熊本市營軌道假設物使用期限延期の件進達有之候處本假設工事と關聯せる都市計畫道路工事は未だ着手の時機に至らず且つ本件は假設工事として相當長期に涉り使用せんとするものなるを以て將來重ねて延期を爲すより寧ろ此の際本設計を變更するを妥當と認められ候條便宜本申請に併せて假設工事を本設計に變更申請を爲したるものと看做して處理致し別紙指令相成候條右了知の上其の旨市に示達有之度

記

一、都市計畫道路遂行の上は之に適合する様軌道線を適當に變更すること

熊本縣

熊本市營軌道 水前寺線工事方法變更認可

熊本市申請に係る標記の件は水前寺線（水道町水前寺間）が亘長二、二四料にして建設以來丁型三十疋軌道を布設、昭和九年に曲線部及道路交叉點等比較的損傷激しき個所約〇・六料を花崗岩鋪補とし他は硬質タール及アスファルト乳劑により簡易鋪裝を施行せしが其の後運轉車輛ノ増加と軌條磨耗の影響により破壞甚し

法令

く十六年度及十七年度繼續にて同線一・六料の簡易鋪裝を板石鋪裝に改良致度と云ふにあり工費一〇八、〇〇〇圓（營業收益金を以て充當）にして適當なる措置と被認るに依り六月一日監第二七四號を以て内務鐵道兩大臣より認可せられたり。

鹿兒島縣

鹿兒島市營軌道 工事方法書中一部變更認可

鹿兒島市申請に係る標記の件は乘客激增の爲從來の受電電力にては不足なるを以て左の通變更せんとするものなり。

一、出力舊四五〇キロワット 新六〇〇キロワット

最大出力舊四五〇キロワット 新六〇〇キロワット

平均出力舊三〇〇キロワット 新三五〇キロワット

二、電動發動機二個豫備とあるを一箇常用一箇豫備

右は七月一日監第一七〇六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

